

2014年8月27日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第345号）

# 財政部・税関総署・国家税務総局、 積出港税還付政策の適用範囲を拡大 新たに6港を積出港に指定

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

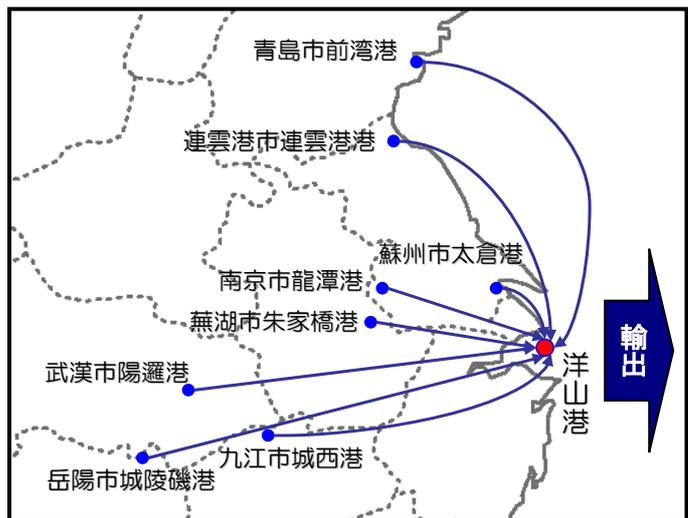
財政部、税関総署、国家税務総局は、2014年7月30日付で『積出港税還付政策試行範囲の拡大に関する通達』（財税[2014]53号、以下『53号通達』という）を公布しました。輸出増値税還付に係る積出港税還付政策の適用範囲を拡大するもので、2014年9月1日より実施されます。

### □ 積出港の出港後に増値税還付

「積出港税還付政策」とは、特定の積出港から出荷され、水（海）上輸送により上海の洋山深水港を経由して輸出されるコンテナ貨物について、貨物が積出港から出港した段階で輸出税還付を受けられるようにする税制措置で、税還付の前倒しにより輸出企業の資金繰りを支援するものです。2012年8月より実施されている試行措置は、積出港を青島市前湾港と武漢市陽邏港に限定。積出港から洋山港（＝輸出港）への水（海）上輸送についても、指定の運輸企業・船舶を利用しなければなりませんでした。

今回の『53号通達』は、積出港税還付政策における積出港や運輸企業等の適用条件を緩和するものです。積出港として新たに南京市龍潭港、蘇州市太倉港、連雲港市連雲港港、蕪湖市朱家橋港、九江市城西港、岳陽市城陵磯港の6港を追加。利用する運輸企業・船舶についても、一定の条件を満たす企業・船舶に開放しています。ただし、輸出税還付を受けるコンテナ貨物はこれまで同様、積出港から洋山港

【図表1】積出港税還付政策における積出港と輸出港



（『53号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

まで直行航路により輸送され、洋山港から輸出されなければなりません（第1条）。

『53号通達』によれば、条件を満たす輸出企業は、積出港側の税関が貨物を通過させ、税還付用の輸出貨物通関申告書（税還付証明綴）を発行した後、主管税務機関で輸出税還付を申請することができます（第2条）。初めて積出港税還付の適用を申請する輸出企業は、あらかじめ税務機関に積出港税還付届出を行っておく必要があります（第2条第2項）。

なお、積出港出荷日から2カ月以内に積出港側と輸出港側の税関による照合消込手続きが完了しない場合、輸出されていない貨物とみなされ、企業は還付税を返還しなければならないほか、以後、積出港税還付を受けることができなくなります（第2条第5項）。

【図表2】積出港税還付政策の適用条件

積出港	南京市龍潭港、蘇州市太倉港、連雲港市連雲港、蕪湖市朱家橋港、九江市城西港、青島市前湾港、武漢市陽邏港、岳陽市城陵磯港
輸出港	洋山保税港区
運輸方式	水(海)上輸送、コンテナ貨物
運輸企業	積出地と輸出地間に直行航路を設けており、納税信用等級がB級以上で、3年以内に密輸規定違反記録がないこと
船舶	GPS位置測定・全過程動画監視制御設備を配備し、税関監督管理貨物を運送する運輸ツールに対する税関の関連要求に合致していること
輸出企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 納税信用等級がB級以上であり、かつ輸出税還付審査要注意情報における要注意企業類別の1~3級ではない自営輸出企業であること</li> <li>✓ 税関管理B級以上の企業であること</li> </ul>

（『53号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

\*

『53号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および5ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**財政部、税関総署、国家税務総局**  
**財税[2014]53号**  
**積出港税還付政策試行範囲の拡大に関する通達**

各省・自治区・直轄市・計画単列市財政庁（局）・国家税務局、税関総署広東分署・各直属税関、新疆生産建設兵団財務局：

『国務院による「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」の印刷・配布に関する通達』（国発[2013]38号）の関連規定に基づき、前期の試行状況と結合させ、積出港税還付政策試行の拡大を決定した。ここに関連事項について以下のように通知する。

**一、政策適用範囲**

積出地から積み出して輸出を通関し、合わせて条件に合致する運輸企業が運送を請け負い、水路から保税輸送で直行運送して上海（以下「輸出地」という）の洋山保税港区（以下「輸出港」という）を経て国境を離れるコンテナ貨物に対し、積出港税還付政策を実行する。

- (1) 積出港税還付政策を適用する積出地港湾は、南京市龍潭港、蘇州市太倉港、連雲港市連雲港、蕪湖市朱家橋港、九江市城西港、青島市前湾港、武漢市陽邏港、岳陽市城陵磯港（以下「積出港」という）とし、輸出港湾は洋山保税港区とし、運輸方式は水路運輸とする。
- (2) 積出港税還付政策を適用する運輸企業および運輸ツールは、以下の条件を満たしていなければならない。
  1. 運輸企業は、積出地と輸出地の間に直行航路を設けており、納税信用等级が税務機関よりB級およびそれ以上と評価され、合わせて3年以内に密輸規定違反記録がないこと。
  2. 運輸ツールは、GPS位置測定、全過程動画監視制御設備を配備し、合わせて税関の税関監督管理貨物の運送を請け負う運輸ツールに対する関連要求に合致していること。関連する省、直轄市、計画単列市の税務部門は、当地の財政、税関等の部門とともに、上述の条件に基づき運輸企業および運輸ツールのリストを確定し、定期的に国家税務総局に報告し、取りまとめて発布しなければならない。
- (3) 積出港税還付政策を適用する輸出企業は、同時に以下の条件を満たしていなければならない。
  1. 納税信用等级が税務機関よりB級およびそれ以上と評価され、かつ輸出税還付審査要注意情報において要注意企業類別の1から3級に属していない自営輸出企業であること。
  2. 税関管理のB級およびそれ以上の企業に属していること。

**二、主要フロー**

- (1) 積出地の税関は、輸出企業の申請により、それが積出港から積み出す条件に合致する貨物に

対して通過手続を行った後、輸出貨物通関申告書（輸出税還付専用）（以下「税還付証明綴」という）を発行する。

- (2) 輸出企業は、積出地の税関が発行した税還付証明綴および関連資料により税還付を主管する税務機関で税還付手続を申請する。輸出企業は、初めて税還付手続を申請する前に、輸出税還付を主管する税務機関に積出港税還付届出を行わなければならない。
- (3) 税還付証明綴が列挙する全部の貨物が輸出港に入った後、輸出地の税関は保税輸送照合消込手続を行い、積出地の税関は通関照合消込手続を行う。
- (4) 税関総署は、すでに積み出して税還付証明綴を発行した通関申告書データ（ラベルを追加）をリアルタイムに国家税務総局に発送し、毎月、正常に通関照合消込した通関申告書データ（ラベルを追加）および実際に輸出港に到着していない貨物の通関申告書データ（ラベルを追加）を国家税務総局に発送する。国家税務総局は、すでに税還付した通関申告書データを税関総署にフィードバックする。
- (5) 輸出税還付を主管する税務機関は、国家税務局がクリアリングした税還付証明綴および通関照合消込通関申告書データに基づき、輸出企業のために税還付を行い、すでに税還付した額を調整する。

すでに輸出税還付手続を行った貨物に対し、積出日から2カ月以内に通関照合消込手続を行わない場合、実際に輸出されていない貨物とみなし、すでに還付した税額を追徴しなければならない。もはや積出港税還付政策を享受しない。

- (6) 貨物が輸出港に運ばれずに輸出された場合、税関は輸出貨物通関申告書を取り消し、すでに発行した税還付証明綴を回収して、税関総署が国家税務総局に相応の電子データを提供する。すでに輸出税還付手続を行った貨物に対し、企業は現行規定に基づき税関に税務機関が発行した貨物の追納もしくは税還付未了の証明を提出しなければならない。

三、 積出港税還付の具体的な方法は、税関総署および国家税務総局が別途制定する。

四、 各地の税関および国税部門は、意思疎通を強化し、連絡協カメカニズムを構築し、企業の法令遵守・信用情報および貨物異常運輸状況を相互交換しなければならない。財政、税関および国税部門は、密接に積出港税還付政策の運行状況を追跡し、業務において発生した問題に対して遅滞なく財政部（税政司）、税関総署（監督管理司）および国家税務総局（貨物および労務税司）に報告すること。

五、 本通達は、2014年9月1日より執行する。『財政部、国家税務総局による上海での積出港税還付政策の試行に関する通達』（財税[2012]14号）は、本通達執行の日より廃止する。

財政部、税関総署、国家税務総局

2014年7月30日

(中国語原文)

**财政部、海关总署、国家税务总局**  
**财税[2014]53号**  
**关于扩大启运港退税政策试点范围的通知**

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局，海关总署广东分署、各直属海关，新疆生产建设兵团财务局：

根据《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知》（国发〔2013〕38号）的有关规定，结合前期试点情况，决定扩大启运港退税政策试点。现将有关事项通知如下：

**一、 政策适用范围**

对从启运地启运报关出口，并由符合条件的运输企业承运，从水路转关直航运输经上海(以下称离境地)洋山保税港区(以下称离境港)离境的集装箱货物，实行启运港退税政策。

(一) 适用启运港退税政策的启运地口岸为南京市龙潭港、苏州市太仓港、连云港市连云港港、芜湖市朱家桥港、九江市城西港、青岛市前湾港、武汉市阳逻港、岳阳市城陵矶港（以下称启运港），出口口岸为洋山保税港区，运输方式为水路运输。

(二) 适用启运港退税政策的运输企业和运输工具应满足以下条件：

1. 运输企业应在启运地与离境地之间设有直航航线，纳税信用级别被税务机关评价为B级及以上，并且三年内无走私违规记录。
2. 运输工具应配备导航定位、全程视频监控设备，并且符合海关对承运海关监管货物的运输工具的相关要求。

相关省、直辖市、计划单列市的税务部门应会同当地财政、海关等部门，根据上述条件确定运输企业和运输工具名单，定期报国家税务总局汇总发布。

(三) 适用启运港退税政策的出口企业应同时满足以下条件：

1. 纳税信用级别被税务机关评价为B级及以上，并且不属于出口退税审核关注信息中关注企业级别为一至三级的自营出口企业。
2. 属于海关管理的B类及以上企业。

**二、 主要流程**

(一) 启运地海关依出口企业申请，对其从启运港启运的符合条件的货物办理放行手续后，签发出口货物报关单(出口退税专用)(以下称退税证明联)。

(二) 出口企业凭启运地海关出具的退税证明联及相关材料到主管退税的税务机关申请办理退税。出口企业首次申请办理退税前，应向主管出口退税的税务机关进行启运港退税备案。

(三) 在退税证明联所列全部货物进入离境港后，离境地海关办理转关核销手续，启运地海关办理

结关核销手续。

(四) 海关总署将已启运并签发退税证明联的报关单数据(加标识)实时发送给国家税务总局,每月将正常结关核销的报关单数据(加标识)和未实际到达离境港货物的报关单数据(加标识)发送给国家税务总局。国家税务总局将已退税的报关单数据反馈海关总署。

(五) 主管出口退税的税务机关,根据国家税务总局清分的退税证明联及结关核销报关单数据,为出口企业办理退税及调整已退税额。

对已办理出口退税手续的货物,自启运日起2个月内未办理结关核销手续的,视为未实际出口货物,应追缴已退税款,不再享受启运港退税政策。

(六) 货物如未运抵离境港出口,海关撤销出口货物报关单,收回已签发的退税证明联并由海关总署向国家税务总局提供相应的电子数据。对已办理出口退税手续的货物,企业应按照现行规定向海关提供税务机关出具的货物已补税或未退税证明。

三、 启运港退税的具体管理办法,由海关总署和国家税务总局另行制定。

四、 各地海关和国税部门应加强沟通,建立联系配合机制,互通企业守法诚信信息和货物异常出运情况。财政、海关和国税部门要密切跟踪启运港退税政策运行情况,对工作中出现的问题及时上报财政部(税政司)、海关总署(监管司)和国家税务总局(货物和劳务税司)。

五、 本通知自2014年9月1日起执行。《财政部国家税务总局关于在上海试行启运港退税政策的通知》(财税〔2012〕14号)自本通知执行之日起废止。

财政部 海关总署 国家税务总局

2014年7月30日